

岩手県告示第 55 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 20 年 2 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
株式会社micare	盛岡市門一丁目 5 番 40 号	ほうもんかngoイスト盛岡	盛岡市門一丁目 5 番 40 号	平成 19 年 10 月 1 日

2 通所介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社はるかぜの家	盛岡市上堂四丁目 3 番 62 号	デイサービスはるかぜの詩	盛岡市上堂三丁目 16 番 19 号	平成 19 年 12 月 10 日

3 小規模多機能型居宅介護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
特定非営利活動法人宅老所えんどり	紫波郡紫波町桜町字才土地 1 番地	えんどり 小規模多機能型居宅介護事業所	紫波郡紫波町二日町字山子 36 番地 2	平成 19 年 11 月 22 日

4 介護予防通所介護

介護予防事業者		介護予防事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
有限会社はるかぜの家	盛岡市上堂四丁目 3 番 62 号	デイサービスはるかぜの詩	盛岡市上堂三丁目 16 番 19 号	平成 19 年 12 月 10 日